

# 岡崎市障がい者控除対象者認定事務処理要綱

## (目的)

第1条 所得税法施行令第10条及び地方税法施行令第7条により岡崎市福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）の所管とされた障がい者控除対象者認定の事務を実施するにあたり必要な事項を定め、以って当該認定事務の適正な処理を目的とする。

## (認定の対象者)

第2条 認定を受けようとする者（以下「対象者」という。）は、第5条に定める認定基準日現在において次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 満65歳以上の者
- (2) 本市の住民基本台帳に記録されている者
- (3) 所得税法施行令第10条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しない者
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条の規定に基づく要介護認定（以下「要介護認定」という。）を受けている者及び第4条第4項に該当する者

## (認定の申請)

第3条 認定の申請ができる者（以下「申請者」という。）は、対象者本人及び民法（明治31年法律第9号）に定める親族又は国税通則法第124条に定める納税管理人若しくは代理人とする。

2 認定を受けようとする者は、障がい者控除対象者認定申請書（様式第1号）を福祉事務所長に提出しなければならない。

## (認定の審査及び認定基準)

第4条 福祉事務所長は、要介護認定を受けている対象者に関する前条の規定による申請書の提出があったときは、対象者又は申請者の同意に基づき、岡崎市長に対しその有効期間に第5条に定める認定基準日を含む要介護認定に係る要介護状態区分、介護認定調査票及び主治医意見書の提出を求め、岡崎市長は当該資料を福祉事務所長に提出するものとする。

ただし、介護保険法第13条に規定する住所地特例対象被保険者に関する申請書の提出があったときは、その要介護認定をおこなった市町村長に対し提出を求めるものとする。

2 福祉事務所長は、当該介護認定調査票または主治医意見書の障がい高齢者の日常生活自立度および認知症高齢者の日常生活自立度に基づき、次に掲げるいずれかに該当する場合は、障がい者控除対象者として認定する。

- (1) 介護保険における要介護1以上かつ障がい高齢者日常生活自立度がA1以上
- (2) 介護保険における要介護1以上かつ認知症高齢者日常生活自立度がⅡa以上

3 福祉事務所長は、当該介護認定調査票または主治医意見書の障がい高齢者の日常生活自立度および認知症高齢者の日常生活自立度に基づき、次に掲げるいずれかに該当する場合は、特別障がい者控除対象者として認定する。

- (1) 介護保険における要介護4以上かつ障がい高齢者日常生活自立度がC1又は

C 2

- (2) 介護保険における要介護 4 以上かつ認知症高齢者日常生活自立度がIV又はM
- 4 要介護認定を受けておらず、65 歳以上で 6 か月程度以上臥床し、複雑な介護(食事・排便・入浴等)を要する状態にあると認定することができる対象者に関する前条の規定による申請書の提出があったときは、特別障がい者控除対象者として認定する。
- 5 福祉事務所長は、審査の結果を障がい者控除対象者認定書(様式第 2 号)又は障がい者控除対象者非該当通知書(様式第 3 号)により申請者に通知するものとする。

(認定基準日)

- 第 5 条 認定基準日は、対象者又は申請者が認定を受けようとする障がい者控除又は特別障がい者控除の対象となる所得の生じた年の 12 月 31 日とする。ただし、対象者がその年に既に死亡している場合は、その死亡日とする。
- 2 認定の申請は、申請日の属する年の前年の認定基準日を起算として過去 5 年間の認定基準日について申請することができる。ただし、対象者が既に死亡している場合はその死亡日の属する年の認定基準日についても申請することができる。

(補則)

- 第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に福祉事務所長が定める。

附則

この要綱は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。